

# 一般社団法人 日本歯内療法学会の学会誌および学術大会での研究発表・症例報告における患者への倫理的・科学的配慮に関する指針

一般社団法人日本歯内療法学会  
理事長 宇井和彦  
倫理委員会委員長 柴 秀樹

一般社団法人 日本歯内療法学会（以下「本学会」と略す）は、本学会の学会誌および学術大会での研究発表・症例報告における患者への倫理的・科学的配慮に関する以下の指針を定め、患者のプライバシー保護および医療・研究の有効性・安全性に努めるものとする。

1. 患者個人を特定することが可能な氏名、カルテ番号（入院番号）、イニシャル及び「呼び名」等は公表しない。
2. 患者の住所は記載しない。
3. 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
4. 既に他院等で診断・治療を受けている場合、その施設名及び所在地は記載しない。
5. 顔写真を提示する際には、個人を特定できないように目隠しを付す。
6. 症例を特定できる生検、剖検、画像情報及び口腔（顎）模型に含まれる番号等は、記載しない。
7. 個人の特定に繋がる発表において、書面同意が患者本人（又は遺族か代理人、未成年では保護者）から得られている場合は、発表を認める。
8. 厚生労働省のヒト医学研究に関する以下の指針あるいは法による規定を遵守する。
  - (1) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針
  - (2) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針
  - (3) 臨床研究法
9. 未承認薬・未承認治療法あるいは適応外使用の薬剤・機器（以下、未承認新規医薬品等と略す）を診療目的で使用し、症例報告する場合は、未承認新規医薬品等の使用の可否を審査するために所属機関に設置されている委員会・審査部等（例えば、臨床倫理審査委員会、未承認新規医薬品等審査部）において、事前に使用の評価・承認を得なければならない。
10. 再生医療等技術の患者への応用については、再生医療等安全性確保法を遵守する。
11. 本学会の学会誌および学術大会における研究発表・症例報告は、上記 1 から 10 を遵守しなければならない。

## 附則

この指針は、2020年10月1日から施行する。

2021年6月26日、一部改訂、理事会承認。